

令和2年1月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月24日（金）午後4時～午後4時45分
2. 場 所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名
1番 海老川正文委員 2番 川崎一男委員 3番 島巻賢二委員
4番 谷村真一委員 5番 尾崎考平委員 6番 西岡豊委員
7番 藤岡義博委員 8番 阿野田久志委員 9番 山崎修委員
10番 石建加世子委員
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 次 長 富士原 夏樹
6. 議 案 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 農地法第4条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
その他の件 農地等の現況調査の回答について（報告）

（開会時刻午後4時00分）

議 長 （会長の挨拶）
ただいまから1月定例総会を開会致します。事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。農業委員の出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。推進委員の、出席者数は10名中10名全員のご出席となっております。中屋事務局長は、産業振興課長としての公務のため欠席となっております。

なお、本日の議案は、第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 農地法第4条許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

その他の件 農地等の現況調査の回答について（報告）

の順となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 それでは 8番 阿野田委員、 9番 私でお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案番号1、室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課 山本課長補佐より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課
山本 補佐

第1号議案番号1、室戸市農業振興地域整備計画の変更について説明
します。議案書1ページ及び2ページをお願いします。

1ページ目は今回の除外についての説明で、2ページ目は地図等の説
明となります。申請者は さんで農業振興地域
の整備に関する法律第13条に基づく農用地区域からの除外になり
ます。

場所は 字 番、同 番、同 番の計3
筆となっております。登記地目は3筆とも畑、現況地目はいずれも宅
地となっております。地積につきましては138㎡、102㎡、59㎡の計
299㎡となっており、現在の利用状況は宅地です。変更後の用途はな
く、地目変更後は申請者の子への所有権の移転をする予定となってお
ります。なお、除外後は非農地証明願を出す予定とのことです。説明
は以上です。

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について説明
がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

6 番
西 岡

第1号議案番号1、室戸市農業振興地域整備計画についての証言をい
たします。内容については、山本課長補佐の説明していただいた内容の
とおりでございますので、私の方からは現場を確認いたしましたので、
その報告をさせていただきます。

1月17日に植田推進委員と現場を確認しております。場所は市道
線でございます、 から約500mくらい入ったところ
でございます、 の手前50mくらいのところ
です。現況につ
きましては、バラスを敷いて宅地の状態になっていまして、土地の中心
に大きな桜の木が生えているということで、だいぶ前からそういった状
態になっておりますのでよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。ただいまの証言について、ご質問はありま
せんか。何かございませんか。

(なし)

議 長

無いようでございますのでお諮りします。
農用地区域からの除外についての市への回答について賛成の方の挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。
山本補佐は、ここで公務のため退席となります。

議長 続きまして、第2号議案 番号1、農地法第3条許可申請の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案番号1について説明いたします。申請地は 町字
番、同 番で、登記地目は 田、現況地目 畑となっており、面積は
347㎡と538㎡の計885㎡です。
本申請は さんから さんへの贈与による所有
権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全
てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、調査書に従っ
て説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がご
ざいました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

5番尾崎 第2号議案農地法第3条許可申請について証言します。場所は の橋の
東詰の市道を2kmちょっと入ったところに があります。
の南詰あたりに反対側に三差路で入る道がありまして、それを
250mくらい行ったところにあります。登記は田で現況は畑です。事務局の
説明のあったとおりで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありません
か。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議長 続きまして、第3号議案 番号1 農地法第4条許可申請の件について
議題といたします。それでは、この件につきまして事務局より説明を願
います。説明の間、休憩いたします。

事務局 第3号議案番号1 農地法第4条許可申請について説明いたします。
申請地は 町字 番 で、登記地目は 田、現況地目 田、
地積が 469 m²、農用地区域外であります。本申請は、
さんの駐車場及び資材置場の設置についての転用申請です。
以上については、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可
要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので調査書に
沿って説明させていただきます。
農地法第4条の立地基準及び一般基準を満たしており、周辺農地に係る
営農条件に支障を生ずるおそれはないと認められます。
現地調査を1月15日に行いましたが、その時に現地で許可前に建設業
者がすでに施工を始めていたことから、申請人に対し、工事を中断するよう
川崎委員と竹崎芳行推進委員が指導を行いました。本人も反省し、農地法の
認識がなかったとのことより、始末書を県に提出するとのことから、県及び
担当地区委員と相談し、引き続き第4条許可申請の手続きをすすめることと
なりました。
1月20日に川崎委員、竹崎推進委員より再度現場を確認し、代理人の
曾我行政書士より本人からの始末書を受理し、農地の状況の確認をして
いただきました。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、
説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

2番 川崎 第3号議案農地法第4条許可申請について証言します。申請地は、
から市道を30mくらい北へ行ったところですが。周辺は
ほとんど宅地になってます。事務局が説明した通りで間違いありません。
1月15日に現地調査し、再度1月20日に竹崎推進委員と調査しまして

工事の中断の確認をしました。こちらの指導に従い、始末書も提出しており、現地はほとんど宅地に囲まれていることから、転用しても問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認し、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事務局 第4号議案番号1 非農地証明願について説明いたします。申請地は
町字 番、同 番 で、面積が185㎡と152㎡で
農用地区域外であり登記地目はそれぞれ 畑、現況 宅地となっています。
さんからの申請です。申請の理由は、昭和34
年9月より祖父が木造瓦葺平屋建の居宅を新築し、父が贈与を受け、その
後2階建ての倉庫を増築し、現在申請人が相続し、居宅・倉庫として
使用しているとのことで、昭和34年から50年以上耕作していないこと
から農地への復旧が困難となっているとの事です。
事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明が
ございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

3 番 4号議案番号1について説明いたします。 というところ
島 巻 ろで、 と呼んでいるところでございまして、場所に

つきましては 橋 へ900mくらい行ったところに議案書の地図にありますように旧の のあったところでございます。1月23日に久保推進委員、事務局富士原次長、小倉行政書士と私の4人で現地確認を行いました。この2筆につきましては、議案書の事由のとおり完全に宅地化され、非農地化しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議 長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして第5号議案農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について議題といたします。
この件につきまして事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

事務局 議案第5号と書かれた資料をご覧ください。高知県農業会議さんから先月、農業委員会に対する綱紀肅正、法令順守に関する通知がありました。理由としましては県外の農業委員会の会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるということが続けて発生したことにより、改めて農業委員会の法令順守について決議を実施するよう、昨年11月の全国農業委員会会長代表者会にて決まったため資料の1枚目にある内容で毎年1回総会にて決議を行うこととなりましたのでよろしくお願い申し上げます。

普段から守っていただいていることですが、改めて法令順守の決議をしていただくということになりました。

なお、この内容につきましては、1/8に開催しました役員会にてご承認いただいております。

では、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）を読ませていただきます。

(決議案の説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。何かございませんか。

海老川委員 この決議をした後はどのようなことを行いますか。研修等ですか。

事務局 来月の2月の総会前に高知県農業会議さんに法令順守の研修をしていただく予定です。最近の法改正について、農業委員会の活動事例等もご紹介していただくようお願いしておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 他にご意見・ご質問はございませんか。無いようでございますのでお諮りします。第5号議案 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを承認することに決定致します。

議 長 続きまして、その他の件 農地等の現況調査の回答についての報告を議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願ひます。説明の間、休憩いたします。

事務局 (資料1の説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。

(な し)

議 長 なければ総会についてはここで締めさせていただきます。事務局よりその他の事務連絡をお願いします。

事務局 (その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を川崎代理よりお願いします。

(川崎職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後 4 時 4 5 分)